

川崎市介護保険住宅改修等の実地調査事業実施要綱

令和元年10月9日

31川健介保第796号

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号。）別紙地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）別記4任意事業に位置づけられている住宅改修費等の点検の実施（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）、実施要綱及び介護給付適正化計画に関する指針（平成29年7月7日老介発第0707号以下「適正化に関する指針」という。）の例による。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は川崎市とし、当該市職員が調査を行うものとする。ただし、市長は、建築に関する資格、理学療法士又は作業療法士の資格を有する者であって、住宅改修又は福祉用具購入・貸与（以下「住宅改修等」という。）を適正に評価し、及び確認することができる能力を有すると認める者（以下「調査員」という。）に当該調査を委託することができる。

(調査対象者)

第4条 調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は次に掲げる者とする。

（1）住宅改修等の支給の申請に係る居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者

（2）住宅改修を施工する者、指定福祉用具貸与の事業を行う者又は指定特定福祉用具販売の事業を行う者

（3）省令第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に規定する書類を作成する者

（調査の実施）

第5条 市長は、住宅改修等に関し専門的見地から必要であると認める場合に調査を行うものとする。

2 市職員又は調査員は次に掲げる事項を調査するものとする。

（1）住宅改修等の支給の要件を満たしていること。

（2）住宅改修等の申請の内容と一致していること。

（3）その他市長が住宅改修等に係る保険給付の適正化のために必要と認める事項

3 市職員又は調査員は、前項各号の調査に関して必要があると認めるときは、調査対象者に対して質問し、又は報告を求めることができる。

（調査日等）

第6条 調査を行う日は、川崎市の休日を定める条例（平成元年6月19日条例第16号）第1条に規定する市の休日以外の日とし、調査を行う時間帯は午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 調査員は、調査の結果及び意見書を作成し、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（調査結果の活用）

第7条 市長は、前条第2項の報告により住宅改修等に係る保険給付の適正化のために必要があると認める場合は、調査対象者に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講ずるよう求めた場合は、当該措置を講じたこと及びその内容について確認するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

2 川崎市介護保険住宅改修工事の実施調査事業実施要綱（平成25年4月1日施行）は令和2年3月31日に廃止する。